

※ 当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
① 070-5481-0659 ② 070-5481-0988 ③ 070-5080-7611 ④ 070-6597-6379



「確定申告の事で税理士とトラブルが…期限間際だが決算をして貰えないか」とA氏から電話が掛ってきたのは3/14の事でした。以前から許可や経審のご依頼がありましたので事業内容は十分把握していました。依頼者の苦境に対し当事務所はすぐに対応。売上や仕入・経費の資料を預かり収支の計算をし直しました。その結果分かったのは売上の二重計上です。前期に公共工事約

正確な記帳代行で税200万円↓コンサル契約活用へ

7百万円の内、5百万円を売上に計上しているのに、当期にも7百万円をそっくり挙げていたのです。A氏は前期の5百万円は銀行からの借入金だと説明したが聞く耳を持たなかったといひます。所得税以外の消費税・事業税・市県民税を合わせると2百万円近く
の余分な税金を払わされる所でした。当事務所への依頼の仕方に経審・社労・記帳代行をセットにしたコンサル契約がありますが、早速新年度の4月からこの契約をご利用して頂く事に！



「貴事業所の労働条件について調査を実施する…」との3/12付の文書がB社に労基署から届きました。調査日は10日後、場所は労基署、持参書類は賃金台帳・出勤簿・労働者名簿・就業規則・36協定届・1年変形労働協定届…と8項目も書かれています。中には過去1年間の“定期健診の個人票”もあります。B社はさっそく当事務所の社労士へ相談。この調査自体の法的強制力はありませんが、拒否すれば監督官が事業所を訪問。それも拒否

迅速な安心の解決 労基署の任意調査 対応で

すると労基法101条に基づく臨検・尋問に移ります。これには30万円以下の罰金というペナルティも。結局応じざるを得なくなるのです。当事務所は指摘されるであろう問題点を洗い出し、対応の仕方を説明。予想どおり労基署は“是正勧告書”で5つの違反事項を指摘、速やかな是正を求めてきました。ただ「25%増の時間外手当」の未払い分も3ヵ月遡るだけで済みみますので、迅速な対応が肝要です。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！
当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。